

「キャリア・パスポート(仮称)構想研究会」  
報告書

ジョブ・カードの見直しに関するとりまとめ

平成 26 年 12 月

キャリア・パスポート(仮称)構想研究会

# 目 次

## 「キャリア・パスポート(仮称)構想研究会」報告書 ジョブ・カードの見直しに関するとりまとめ

1 ジョブ・カードを取巻く状況	1 頁
2 ジョブ・カードの主な課題等	2 頁
3 ジョブ・カードの見直しに当たってのコンセプト等	3 頁
4 主な活用方法等	7 頁
5 その他	13 頁
6 終わりに	15 頁
(参考1)ジョブ・カードの見直し(案)	16 頁
(参考2)現行のジョブ・カードと見直し案の比較	21 頁
(参考3)キャリア・パスポート(仮称)構想研究会開催要綱	23 頁
(参考4)キャリア・パスポート(仮称)構想研究会メンバー	24 頁
(参考5)キャリア・パスポート(仮称)構想研究会の開催経過	25 頁
(別紙)ジョブ・カード見直し後の様式案等について	26 頁

# 「キャリア・パスポート（仮称）構想研究会」報告書

## ジョブ・カードの見直しに関するとりまとめ

ージョブ・カードを、個人が生涯活用するキャリア・プランニング及び能力証明のツールに見直しー

### 1 ジョブ・カードを取巻く状況

近年、急速に技術革新、顧客ニーズの変化等が進展している。

このような中、労働者に求められる職業能力も変化するとともに、労働者が蓄積した技能等も陳腐化しやすくなっており、個々の労働者の置かれた状況に応じた職業能力開発が一層重要となっている。

また、経済のグローバル化による競争の激化や少子高齢化が進展し就業者数の減少が進行する見込みの中、「人材力強化」の必要性も高まっている。

さらに、産業構造、職業構造の変化等も進んでおり、個人のキャリアアップや必要な分野へのキャリアチェンジ、円滑な就職の支援等も一層必要な状況にある。

また、若年層を中心にした非正規雇用労働者、高年齢者、女性等の多様な人材が、その希望等に応じて雇用機会を得ることも重要な課題となっている。

これらの個々の労働者の状況に応じた職業能力開発、キャリアアップ、多様な人材の希望に応じた、必要な分野への円滑な就職等を実現するためには、個人主導のキャリア形成、職業人生を通じた職業能力開発とともに、職業能力の「ものさし」の整備による能力の適正な評価、職業能力の「見える化」を図ることなどが重要である。

このような中、産業競争力会議「雇用・人材分科会」中間整理（平成 25 年 12 月）において、ジョブ・カードを「キャリア・パスポート（仮称）」として学生段階から職業生活を通じて活用

できるものとする」となどの見直しが求められたところである。

また、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても、ジョブ・カードについて「学生段階から職業生活を通じて活用し、自身の職務や実績・経験、能力等の明確化を図ることができる「キャリア・パスポート（仮称）」として広く利用されるものとなるよう、今年度中に、仕様も含め、コンセプトを抜本的に見直す。」などとされたところである。

## 2 ジョブ・カードの主な課題等

### (1) 現行のジョブ・カードの目的・構成

ジョブ・カードは、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング、実践的な職業訓練の受講、就職活動等における応募書類としての活用により、求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得を促進し、安定的な雇用への移行等を促進することを目的としてきており、履歴シート、職務経歴シート、キャリア形成上の課題等を記入するキャリアシート、職業能力評価基準等を踏まえた評価シート等から構成されている。

### (2) ジョブ・カードの主な課題

ジョブ・カード制度は、平成 20 年に、主に「職業能力の形成機会に恵まれない人」に対する支援策として創設されたが、その後、新「全国推進基本計画」（平成 23 年）において、今後、ジョブ・カード制度を、キャリア・コンサルティング等による職業能力証明のツールとして、職業能力形成の機会に恵まれない者に限らず、広く求職者・在職者・学生等を対象として普及を図ることとし、ジョブ・カード取得者数を平成 24 年度までの 5 年間で 100 万人、平成 32 年までに 300 万人に到達させることを目標とした。

ジョブ・カードは、これまで、職業訓練受講者を中心に、平成 25 年度末までには 100 万人を超える者に交付され、訓練効果

の向上等に寄与しているが、平成 24 年度末まででは 87 万人と目標到達が遅れ、また、広く求職者・在職者・学生等に普及していない状況にある。

この背景には、

- ① ジョブ・カードは、求職・求人時において、職業能力評価情報と併せて、外部に出しにくいキャリア形成上の課題等の情報、J I S 規格の履歴書とは異なる様式による情報などの各シートを、分離せず、まとめて提出することを求めていること
  - ② ジョブ・カードの様式は主に求職者、職業訓練受講者向けであり、必ずしも、在職労働者のキャリア形成などのための様式となっていないこと
  - ③ ジョブ・カードの様式が複雑であり、また、記入・作成に時間を要すること
  - ④ ジョブ・カードの交付を担う登録キャリア・コンサルタントの育成・確保が十分でないこと
  - ⑤ 職業訓練以外でのジョブ・カード活用のインセンティブが十分でないこと
  - ⑥ ジョブ・カードの周知広報が十分でないこと
- などがあると考えられる。

### 3 ジョブ・カードの見直しに当たったのコンセプト等

#### (1) コンセプト

以下のコンセプトにより、ジョブ・カードを見直すことが必要である（以下、ジョブ・カードを見直したものを「新ジョブ・カード」という。）。

個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進するため、ジョブ・カードが、下記の「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであることを明確にし、労働市場インフラとして、キャリア・コンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業

能力開発などの各場面において、一層活用されるよう、活用方法、様式等を見直すべきである。

### ① 生涯を通じたキャリア・プランニング

キャリア・コンサルタント（「新ジョブ・カード」の活用に係る知識を備えている者に限る。以下同じ。）等の支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツール

### ② 職業能力証明

免許・資格、教育（学習）・訓練歴、職務経験、教育訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価に関する職業能力証明の情報を蓄積し、場面・用途等に応じて情報を抽出・編集し、求職の際の応募書類、キャリア・コンサルティングの際の資料等として活用する、職業能力を見える化した「職業能力証明」のツール

なお、「職業能力証明」のツールとしては、雇用型訓練等の職業能力形成プログラム以外の教育訓練の成果の評価、職場での仕事振りの評価も追加するなど、より広範な職業能力証明の情報を対象とすること、「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツールとしては、訓練受講などの特定の場面に限定せず生涯を通じて活用可能なものとする、蓄積するキャリア・プラン関係情報を原則、個人の内部情報として取扱うことなどにより、より効果的に活用することが期待できる。

また、上記の2つの機能のツールは、「生涯を通じたキャリア・プランニング」の機能を活用して、職業経験の棚卸し、職業生活設計等を行い、その結果、訓練の受講、「職業能力証明」の機能を活用して求職時の応募に活用するなど、両機能を密接に関連づけて効果的に活用することが重要である。

さらに、上記の 2 つの機能を備えたツールとして効果的に活用されるためには、入職段階から職業生活を通じて、これらのいわばプラットフォームとして、キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティング、企業担当者による相談などの個人への相談支援の充実が重要である。

## (2) 情報の管理等

### ① 基本的な考え方

「新ジョブ・カード」では、職業訓練受講者、求職者のみならず、在職労働者を含む各層の個人が、入職段階から職業生活を通じて、職業経験の棚卸し、職業能力証明などの関係情報を、様式ごとに独立させて蓄積・保存し、自ら抽出・編集して活用する。

このため、当該情報を、原則、電子化し蓄積するとともに、労働者も容易に活用できる様式等とすることが必要である。

### ② 作成者

ジョブ・カードは、登録キャリア・コンサルタントが交付するとされていたが、見直し後は、キャリア・プラン関係情報、職業能力証明関係情報等を様式ごとに独立させて作成することから、本人、能力評価者等が、それぞれ関係情報を、個人の了解の下で記入することとする。

### ③ 電子化及び情報の管理方法

「新ジョブ・カード」は、労働者等の個人が所有し、どの情報を企業等に提出するかは、個人の意思にゆだねることが必要である。

これらから、「新ジョブ・カード」の電子化及び情報の管理は、国が、電子化のためのソフトウェアの開発・提供を行った上で、労働者等の個人自らが、個別に、自らのパソコン等に情報を、管理する方式が考えられる。

なお、情報の管理においては、セキュリティの確保も十分に配慮することが必要である。

また、ソフトウェアを提供するサイトには、「新ジョブ・カード」の活用方法とともに、関係する教育訓練、職業能力評

価、キャリア・コンサルティング等に関する情報提供を行う機能を持たせることが重要である。

これらのソフトウェア及びサイトは、セキュリティの確保と併せて使いやすく、わかりやすいものであることが重要であり、広報等の専門家も関与した開発・構築が必要である。

### (3) 様式の構成等

#### ① 様式1：キャリア・プランシート

「新ジョブ・カード」のサイトで示す質問を参考に、個人が、キャリア・プラン（職業生活設計）等を記入する。

また、助成金の申請書類として活用する場合等はキャリア・コンサルタントも記入する。

#### ② 様式2：職務経歴シート

キャリア・プランニングのための職業経験の棚卸しの際に、個人が記入するとともに、必要に応じて、個人が記入した職務内容を企業の担当者が確認・押印し「職業能力証明」のツールとして活用（応募書類等）する。

また、入力情報を編集し、J I S規格の履歴書、一般に流通している職務経歴書を作成する。

#### ③ 様式3 職業能力証明シート

##### ア 様式3-1：職業能力証明（免許・資格）シート

キャリア・プランニングのための自己理解等の際に、個人が記入するとともに、「職業能力証明」のツールとして活用（応募書類等）する。

また、入力情報を編集し、J I S規格の履歴書を作成する。

##### イ 様式3-2：職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート

キャリア・プランニングのための自己理解等の際に、個人が記入するとともに、「職業能力証明」のツールとして活用（応募書類等）する。

また、入力情報を編集し、J I S規格の履歴書を作成する。

##### ウ 様式3-3：職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート

教育訓練の成果の評価、職場での仕事振りの評価を、教育訓練機関・企業の評価担当者が記入し、「職業能力証明」の

ツールとして活用（応募書類等）する。

また、キャリア・プランニングのための自己理解等の際に、個人が本シートにより自己チェックを行う。

#### ④ その他

今後も、教育訓練の状況に応じた多様な職業能力証明シートの作成とともに、「業界検定」等での活用、電子化のためのソフト開発、更なる関係者への意見聴取等を踏まえた様式案の見直し、調整等が必要である。

（別紙：ジョブ・カード見直し後の様式案等）

## 4 主な活用方法等

### (1) 「新ジョブ・カード」活用の概要

「新ジョブ・カード」は、「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツールとして、労働者等の個人自らが、「新ジョブ・カードのサイト」で示す質問等を参考に、自己理解、仕事理解、職業経験の棚卸し、キャリア・プランの作成等を行い、「新ジョブ・カード」に記入する。その際、記入に困る場合など必要に応じて、キャリア・コンサルティング等の支援を受ける。

また、自らのキャリア・プランを踏まえて、必要に応じて、公的職業訓練の機会の提供等の支援を受けるなどにより、職業能力開発を行い、訓練の成果等の評価を「新ジョブ・カード」に記入する。

さらに、訓練の成果等の評価、職業経験等を記入した「新ジョブ・カード」の「職業能力証明」の機能を活用して求職時の応募に活用するなど、労働者等の中長期のキャリア形成にそって、効果的に活用することが重要である。

### (2) 在職労働者を含めた職業生涯を通じた活用

#### ① ポートフォリオ型のキャリア・プランニングでの活用

キャリア・プランニングのためのツールとして、個人の履歴や、キャリア・コンサルタント等の支援を通じた職業経験の棚卸し、キャリア・プラン（職業生活設計）等の情報を、「新ジョブ・カード」に蓄積するとともに、その後のキャリア・

コンサルティング等の際には、蓄積した過去の情報を抽出し活用する。(3 (1) の①のツール)

「新ジョブ・カード」では、こうした「ポートフォリオ型のキャリアガイダンス\*」の機能とともに、「新ジョブ・カード」のサイトにおいて、職業情報、スキルチェック、キャリア・プラン作成のための質問事項、教育訓練等の関係情報を提供し、在職労働者自らが、適宜、キャリアの振り返り、キャリア・プランの検討を行うツールとしての機能も重要である。

\*ポートフォリオ型のキャリアガイダンスとは、キャリア・コンサルティング等の支援履歴、教育訓練等のキャリアに関する一個人の多様な情報を、ひとまとめにして、キャリア・コンサルティング等において、継続的・一元的に活用する手法。

## ② 在職労働者の実務経験を通じ発揮される職業能力の評価での活用

雇用型訓練等の受講者のみならず、在職労働者の実務経験を通じ発揮される職業能力を、職業能力評価基準に則した「職業能力証明（訓練成果・実務評価）シート」を活用して評価し、キャリア形成の促進、職業能力の見える化の促進を図る。

こうした「職業能力証明（訓練成果・実務評価）シート」を活用した在職労働者の評価に当たっては、中小企業等を重点に、必要に応じて、具体的な実施方法に係る技術的指導・援助を行うことも重要である。(3 (1) の②のツール)

## ③ 「業界検定」等に係る活用

別途検討が進められている、業界共通の職業能力の「ものさし」としての「業界検定」をはじめとする検定・資格等の成果を、個人のキャリア・プランとの関わりで記入するとともに、「業界検定」に関わる具体的な評価手法の1つとしても活用できるよう、「新ジョブ・カード」を職務経歴や職務を通じた仕事振りの評価を盛り込んだものにする。(3 (1) の②のツール)

#### ④ 専門実践教育訓練における活用

中長期的なキャリア形成支援を目的に拡充された教育訓練給付の対象となる専門実践教育訓練においては、現在、当該訓練の受講が今後の職務に活かせるものとなるよう、原則として、当該訓練の受講前に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受ける制度となっており、「新ジョブ・カード」においても、その効果的な活用を促進する。(3 (1) の①のツール)

#### ⑤ 離職予定者を対象とした活用

ミッドキャリアで離職することとなった在職労働者などの離職の際に、「新ジョブ・カード」を作成、活用し、円滑なキャリアチェンジを図ることが重要である。(3 (1) の①及び②のツール)

このため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、離職予定の中高年齢労働者（45歳以上 65歳未満）に事業主が交付する職務経歴、技能、資格等に関する書面を、「新ジョブ・カード」の情報を活用して作成すること、45歳未満などの上記規定に該当しない離職予定者に対しても積極的に同様の書面を作成・交付すること及び上記を円滑に実施するとともにキャリア・プランニングのツールとして活用するため、個人が業績、実務経験等の職務経歴関係情報を積極的に蓄積することが重要である。

また、派遣労働者、フリーター等の非正規雇用労働者の正社員化等の促進のため、これらの者の離職時の「新ジョブ・カード」の活用の促進を図ることが重要である。

#### ⑥ 中小企業等の職業生活設計に即した取組への相談・援助

在職労働者の職業生活設計（キャリア・プラン）に即した職業能力開発の促進のためには、事業主によるキャリア・コンサルティングの機会の提供、職業訓練、実務経験等への配慮等が重要であり、中小企業等を中心に、必要に応じて、「新ジョブ

- ・カード」の活用を含む、これらの具体的な取組に関する相談
- ・援助を行うことも重要である。

### (3) 求職者に特化した活用

#### ① 活用の基本的考え方

ジョブ・カードは、求職・求人時に、外部に出しにくいキャリア関係情報、J I S規格の履歴書とは異なる様式の情報等をまとめて活用することを求めていること、企業は、採用の際に、必ずしも、職業能力を重視していないことなどから活用が低調であると考えられる。

また、キャリア・コンサルティングを通じて記入されるキャリア・プラン関係情報は、原則、個人情報として活用することが必要である。

このため、求職活動等においては、「新ジョブ・カード」の電子化した情報から、個人自らが選択して必要な情報を抽出し、編集した一般に流通している履歴書及び職務経歴書に、必要な職業能力証明の関係情報（免許・資格、教育・訓練歴、職務経歴、訓練成果及び職場での仕事振りの評価）を追加・添付し、求人企業等に応募書類として提出するなどにより活用する。(3 (1) の②のツール)

また、採用選考及び就職活動時において、具体的な職業能力証明の関連情報が盛り込まれた「新ジョブ・カード」を積極的に活用するよう、企業等に対して要請・周知し理解を求めるとともに、これらについて、社会的な理解の促進を図ることが重要である。

さらに、就職活動時に、フリーター歴の長い者、高年齢者、出産、育児等で離職した女性等が、職業能力証明の関係情報を添付し応募することが有効な場合もあり、これらの者の活用の促進も重要である。

なお、4 (2) ②「在職労働者の実務経験を通じ発揮される職業能力の評価での活用」、4 (2) ③「「業界検定」等に係る活用」等により職業能力証明の関係情報の作成を促進するとともに、4 (2) ⑤「離職予定者を対象とした活用」による情報の求職時の活用も重要である。

## ② 公共職業安定所における求職者を対象とした活用

公共職業安定所において、まとまった時間をかけて、職業相談・紹介を行う際には、生涯のキャリア・プランニングのツールとして、積極的に、「新ジョブ・カード」を活用する。(3 (1) の①のツール)

その際には、公共職業安定所の担当者に対する活用技法に係る研修、マニュアルの整備等を行うことが重要である。

## ③ デジタルネットワーク上での活用

SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）において、一定の情報をデジタルネット上に掲載し、多くの者と情報を共有するなどのサービスが提供され、また、求職・求人活動においても活用されている。

「新ジョブ・カード」の SNS での活用においては、個人が、閲覧できる者の範囲等を考慮した上で、「新ジョブ・カード」の個々の情報の掲載の可否の判断を行うことが必要である。

## (4) 教育訓練の場面に特化した活用

教育訓練受講前のキャリア・コンサルティングは、教育訓練受講者のキャリア・プラン（職業生活設計）、ひいては、訓練受講の必要性をより明確にすること、また、教育訓練中、教育訓練後のキャリア・コンサルティングは、教育訓練受講者の職業意識の向上、訓練効果の向上、円滑な就職を促進すること等の効果が期待できる。

また、職業能力評価基準に則した「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート」を活用した雇用型訓練等の教育訓練の成

果の評価は、「業界共通のものさし」による職業能力の見える化等の観点から有益である。

このため、非正規雇用労働者等を対象にした雇用型訓練、求職者支援訓練、公共職業訓練（離職者訓練・学卒者訓練）の受講者を対象に、「新ジョブ・カード」を活用したキャリア・コンサルティング、職業訓練の成果の評価を実施する。

また、上記のジョブ・カードを活用するとされている職業能力形成プログラム以外の教育訓練についても、「新ジョブ・カード」を活用したキャリア・コンサルティング、教育訓練の成果の評価の実施を促進する。（3（1）の①及び②のツール）

その際には、引き続き、中小企業が中心である雇用型訓練実施企業に対して、「新ジョブ・カード」を活用した訓練の評価、訓練計画、キャリア・コンサルティング等に関する指導・援助を行うことも重要である。

また、公共職業訓練（離職者訓練）への受講指示にあたっては、訓練受講の必要性をより明確にするために、「新ジョブ・カード」を活用したキャリア・コンサルティングを実施することが有効であり、キャリア・コンサルティングの実施体制の充実・強化を図ることが重要である。

さらに、公共職業訓練（離職者訓練・学卒者訓練）、求職者支援訓練の受講者に対して、「新ジョブ・カード」を活用したキャリア・コンサルティング及び訓練成果の評価を着実に行うことが必要であり、都道府県等におけるキャリア・コンサルタントの確保等による体制の整備を図ることが重要である。

#### **(5) 学生を対象とした活用**

「新ジョブ・カード」を、学生のキャリア・プランニングのツールとして、生涯活用するキャリア・プランニングのツール、キャリア教育等の観点から活用することが、重要である。（3（1）の①のツール）

このため、インターンシップ、キャリア教育等の状況、自らの目標等を、「新ジョブ・カード」に記入して、学生がキャリア・プランニング等において活用できるようにすることが重要である。

また、関係各省庁が連携して、学生のキャリア・プランニング、キャリア教育プログラムの実施、就職活動等の際に「新ジョブ・カード」が活用されるよう、理解の促進・周知を図ることが重要である。

## (6) 周知広報・普及促進

ジョブ・カードの利点等も含めた周知広報が十分でなく、また、職業能力形成プログラム以外の活用場面におけるインセンティブが十分でないことから、広報周知の強化とともに、能力開発関係の助成金における「新ジョブ・カード」の活用のインセンティブの付与が重要である。

特に、「新ジョブ・カード」の役割、活用方法等を、専門家も関与した上で、わかりやすく、広範に周知広報することが重要である。

また、「新ジョブ・カード」の普及においては、キャリア・コンサルタント、職業紹介事業者、職業情報サイト運営会社、企業、教育訓練機関、免許・資格の実施・認定機関などの様々な関係者に対して、関係資料の整備、説明会、個別の働きかけ等により「新ジョブ・カード」の具体的な役割、活用方法等を説明し理解を求めることも重要である。

## 5 その他

### (1) キャリア・コンサルタント

キャリア・コンサルタントは、キャリア形成に関する知見に基づき、必要に応じて、個々の労働者等の自己理解・仕事理解をはじめ、キャリア・プランの作成等を支援することが期待される。

現在、キャリア・コンサルタントとしては、標準レベルのキャリア・コンサルタント（養成モデルカリキュラム（140

時間)を満たす養成講座の受講等を経てキャリア・コンサルタント能力評価試験に合格した者等)やキャリア・コンサルティング技能士のほか、ジョブ・カードの交付を行うことができる登録キャリア・コンサルタントがいる。

登録キャリア・コンサルタントの多くは、標準レベルのキャリア・コンサルタントと同等以上のキャリア・コンサルティングのスキル、知識等を有していない状況にあり、「新ジョブ・カード」への移行後も、登録キャリア・コンサルタント相当の者に対する資質向上のためのフォローアップ講習、標準レベル以上のキャリア・コンサルタント資格の取得の勧奨等が重要である。

## (2) 職業能力評価

労働市場ニーズを踏まえつつ、職業能力評価基準等に基づく「職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート」の対象分野の拡充・整備を図ることが重要である。

また、業界共通の職業能力の「ものさし」として、サービス分野等を対象に「業界検定」の整備を図ることが重要である。

## (3) 教育訓練の推進

職業能力の形成機会に恵まれない求職者、非正規雇用労働者等への職業能力開発とともに、技術革新の進展等に対応した在職労働者等の職業能力開発の促進、産業構造、職業構造の変化等に対応した在職労働者等のキャリアアップへの支援等も必要な状況にある。

このため、引き続き、非正規雇用労働者等を対象にした雇用型訓練、求職者支援訓練、公共職業訓練(離職者訓練・学卒者訓練)等の職業能力形成プログラムの推進を図るとともに、在職労働者等のニーズに対応した教育訓練の推進も必要である。

## (4) ジョブ・カード見直し後の名称

ジョブ・カード見直し後の名称については、産業競争力会議「雇用・人材分科会」中間整理、「日本再興戦略」改訂2014に

において、「キャリア・パスポート（仮称）」が提案されている。

しかし、「ジョブ・カード」の認知も進みつつあることなどから、ジョブ・カード見直し後の名称は、引き続き、「ジョブ・カード」の名称を使用した、見直しを行ったことがわかるものとするなど望ましい。

## 6 終わりに

個々の労働者の状況に応じた職業能力開発や円滑な就職の支援等が一層必要な状況にある中、ジョブ・カードを、これまでの特定の職業訓練を中心とした活用から、フリーター、育児等で離職した女性等を含む個人が、生涯を通じて活用するキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールに見直し、職業経験の棚卸し、キャリア・プランの作成、職業能力開発、求職活動などにおいて活用することが必要である。

その際には、見直し後の「新ジョブ・カード」が労働者等の中長期のキャリア形成において有効なツールであることを、広く、わかりやすく説明するとともに、使いやすいツールとすることが必要であり、引き続き、「新ジョブ・カード」のサイトでの情報提供の在り方、活用方法の詳細等について検討を行い、円滑な「新ジョブ・カード」へ移行することが必要である。

今後、本報告書が、ジョブ・カードの見直し、我が国の職業能力開発施策の強化・充実等に寄与することを期待する。